

総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年 12 月 27 日総理府・郵政省・自治省令第 6 号）**抜粋**
 （平成 18 年 3 月改正）

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 5 条、第 7 条、第 9 条第 1 項、第 12 条及び第 14 条並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 3 条及び第 14 条第 1 項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、総務省所管補助金等交付規則を次のように定める。

（処分の制限を受ける期間）

第 8 条 令第 14 条第 1 項第 2 号の各省各庁の長が定める期間は、別表に掲げるとおりとする。

別表（第 8 条関係）：抜粋

処分を制限する財産の名称		処分制限 期間（年）
施設設備等の分類	財産の名称、構造等	
建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	
	事務所用のもの及び左記以外のもの	50
	宿泊所用又は体育館用のもの	47
	店舗用のもの	39
	送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	38
	公衆浴場用のもの	31
	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
	倉庫事業の倉庫用のもの	31
	その他のもの	38
	れんが造、石造又はブロック造のもの	
	事務所用のもの及び左記以外のもの	41
	店舗用、宿泊所用又は体育館用のもの	38
	送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	34
	公衆浴場用のもの	30
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの		
倉庫事業の倉庫用のもの	30	

建物	金属造のもの（骨格材の肉厚が 4 mmを超えるものに限る）	
	事務所用のもの及び左記以外のもの	38
	店舗用、宿泊所用又は体育館用のもの	34
	送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	31
	公衆浴場用のもの	27
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの		
倉庫事業の倉庫用のもの	26	
その他のもの	31	
金属造のもの（骨格材の肉厚が 3 mmを超え 4 mm以下のものに限る）		
事務所用のもの及び左記以外のもの	30	
店舗用、宿泊所用又は体育館用のもの	27	
送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	25	
公衆浴場用のもの	19	
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	24	
金属造のもの（骨格材の肉厚が 3 mm以下のものに限る）		
事務所用のもの及び左記以外のもの	22	
店舗用、宿泊所用又は体育館用のもの	19	
送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	19	
公衆浴場用のもの	15	
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	17	
木造又は合成樹脂のもの		
事務所用のもの及び左記以外のもの	24	
店舗用、宿泊所用又は体育館用のもの	22	
送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	17	
公衆浴場用のもの	12	
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	15	
木骨モルタル造のもの		
事務所用のもの及び左記以外のもの	22	
店舗用、宿泊所用又は体育館用のもの	20	
送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	15	
公衆浴場用のもの	11	
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	14	

建物	簡易建物		
	木製主要柱が 10cm 角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの 堀立造のもの及び仮設のもの	10 7	
建物附属設備	電気設備（照明設備を含む。） 蓄電池電源設備 その他のもの	6 15	
	給排水又は衛生設備及びガス設備	15	
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備 冷暖房設備（冷凍機の出力が 22 キロワット以下のもの） その他のもの	13 15	
	昇降機設備 エレベーター エスカレーター	17 15	
	消化、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	8	
	エヤーカーテン又はドアー自動開閉設備	12	
	アーケード又は日よけ設備 主として金属製のもの その他のもの	15 8	
	店用簡易装備	3	
	可動間仕切り 簡易なもの その他のもの	3 15	
	前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの	18 10	
	建物及び建物附属設備	開発研究用のもの 建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備	5
	構築物	送配電用のもの	
配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱		50 42	

構築物	木柱	15
	配電線	30
	引込線	20
	地中電線路	25
	電気通信事業用のもの	
	通信ケーブル	
	光ファイバー製のもの	10
	その他のもの	13
	地中電線路	27
	その他の線路設備	21
放送用又は無線通信用のもの		
鉄塔及び鉄柱		
円筒空中線式のもの	30	
その他のもの	40	
鉄筋コンクリート柱	42	
木柱	10	
アンテナ	10	
接地線及び放送用配線	10	
農林業用のもの		
主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの		
果樹棚又はホップ棚	14	
その他のもの	17	
主として金属造のもの	14	
主として木造のもの	5	
土管を主としたもの	10	
その他のもの	8	
広告用のもの		
金属造のもの	20	
その他のもの	10	
競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用のもの		
スタンド		
主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	45	
主として鉄骨造のもの	30	

構築物	主として木造のもの	10
	ネット設備	15
	野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土工施設	30
	水泳プール	30
	その他のもの	
	児童用のもの	
	すべり台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊戯用のもの	10
	その他のもの	15
	その他のもの	
	主として木造のもの	15
	その他のもの	30
	工場緑化施設	7
	その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く。）	20
	舗装道路及び舗装路面	
	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	15
アスファルト敷又は木れんが敷のもの	10	
ビチューマルス敷のもの	3	
前掲のものを除く	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	
	上水道及び水そう	50
	下水道及び焼却炉	35
	へい	30
	その他のもの	60
	コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの	
	上水道	30
	下水道及びへい	15
	その他のもの	40
	金属造のもの	
水そう及び油そう		
鋳鉄製のもの	25	
鋼鉄製のもの	15	
焼却炉、へい、街路灯及びガードレール	10	
露天式立体駐車場設備	15	
その他のもの	45	

構築物	合成樹脂造のもの	10
	前掲の区分によらないもの 主として木造のもの その他のもの	15 50
	開発研究用のもの 風どう、試験水そう及び防壁	5
	ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの	7
車両	特殊自動車（自走式作業用機械を含まない。） 消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車	5
	モータースノーパー及び除雪車	4
	タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゅう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの	
	小型車（じんかい車及びし尿車にあつては積載量が2トン以下、その他のものにあつては総排気量が2リットル以下のものをいう。）	3
	その他のもの	4
	運送事業用の車両（前掲のものを除く。） 乗合自動車	5
	前掲のもの以外のもの 自動車（二輪又は三輪自動車を除く。） 小型車（総排気量が0.66リットル以下のものをいう。）	4
	その他のもの 貨物自動車 ダンプ式のもの	4
	その他のもの 報道通信用のもの	5
	その他のもの	6
	二輪又は三輪自動車	3
	その他のもの 自走能力を有するもの	7
	その他のもの	4
	工具	測定工具
研究開発用のもの		4

器具及び備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。） 事務机、事務いす及びキャビネット 主として金属製のもの その他のもの 応接セット 接客用のもの その他のもの ベッド 児童用机及びいす 陳列だな及び陳列ケース 冷凍庫付又は冷蔵庫付のもの その他のもの その他の家具 接客業用のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器 冷房用又は暖房用機器 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。） カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品 じゅうたんその他の床用敷物 小売業用、接客用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの その他のもの 室内装飾品 主として金属製のもの その他のもの 食事又はちゅう房用品 陶磁器製又はガラス製のもの その他のもの その他のもの	 15 8 5 8 8 5 6 8 5 15 8 5 6 6 4 3 3 6 15 8 2 5
--------	---	---

器具及び備品	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
事務機器及び通信機器		
電子計算機		
パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く）	4	
その他のもの	5	
複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダー	5	
その他これらに類するもの		
その他の事務機器	5	
テレタイプライター及びファクシミリ	5	
インターホーン及び放送用設備	6	
電話設備その他の通信機器		
デジタル構内交換設備及びデジタルボダン電話設備	6	
その他のもの	10	
時計、試験機器及び測定機器		
時計	10	
度量機器	5	
試験又は測定機器	5	
光学機器		
カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	5	
引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	8	
看板及び広告器具		
看板、ネオンサイン及び気球	3	
マネキン人形及び模型	2	
その他のもの		
主として金属製のもの	10	
その他のもの	5	
医療機器		
消毒殺菌用機器	4	
手術機器	5	
血液透析又は血しょう交換用機器	7	
ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器	6	
調剤機器	6	
歯科診療用ユニット	7	

器具及び備品	光学検査機器 ファイバースコープ	6
	その他のもの	8
	その他のもの レントゲンその他の電子装置を使用する機器	4
	移動式のもの、救急医療用のも及び自動血液分析器	6
	その他のもの	3
	陶磁器製又はガラス製のもの	10
	主として金属製のもの	5
その他のもの		
開発研究用のもの	試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	4
生物		
植物		15
前掲のもの以外のもの		
主として金属製のもの		10
その他のもの		5
機械及び装置	通信業用設備	9
	放送業用設備	6
	宿泊業用設備	10
	飲食店業用設備	8
	機械式駐車設備	10
	その他の設備	
	主として金属製のもの	17
その他のもの	8	
開発研究用のもの		
汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの		7
その他のもの		4
ソフトウェア	研究開発用のもの	3
	前掲のもの以外のもの	
	複写して販売するための原本	3
その他のもの		5